

令和4年第5回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和4年3月24日（木）
- 2 場所 宝塚市役所 特別会議室
- 3 開会時間 午後2時00分
- 4 閉会時間 午後2時55分
- 5 出席した委員の氏名
五十嵐 孝教育長、木野 達夫委員、篠部 信一郎委員、望月 昭委員
及び松浦 一枝委員

6 除斥した委員の氏名

7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	村上 真二	教育企画課長	岡本 進
学校教育部長	橋 俊一	職員課長	横山 浩平
社会教育部長	柴 俊一	学事課長	今社 政彦
管理室長	高田 輝夫	学校教育課長	平野 聖幸
学校教育室長	中出 勝也	社会教育課長	水野 寧
教育支援室長	辻本 宏敬	西図書館長	上木 英一郎
学校教育部次長	美除 浩	中央図書館長	永尾 理恵子
学校教育部次長	谷川 妙美	学校教育課副課長	片上 健太郎
生涯学習室長	津田 裕司	教育研究課副課長	山口 直人
		学校教育課係長	小椋 文也
		教育研究課係長	前田 貴子
		社会教育課係長	千原 守

8 会議の書記

教育企画課係長 小松 謙太
教育企画課事務職員 藤原 明穂

9 議題

- 報告第3号 専決処分した事件について承認を求めることについて（令和4年4月1日付け教育委員会所管（幼稚園関係）の人事異動について
- 議案第4号 就学援助規則の一部改正について
- 議案第5号 宝塚市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部改正について
- 議案第6号 宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 議案第7号 宝塚市学校運営協議会規則の制定について
- 議案第8号 宝塚市立教育総合センター条例施行規則の廃止について
- 議案第9号 宝塚市立宝塚自然の家に係る休所中の利用に関する規則の廃止について
- 議案第10号 宝塚市立図書館条例施行規則の一部改正について
- 議案第11号 令和4年3月31日付け教育委員会所管職員の人事異動及び令和4年4月1日付け教育委員会所管職員の人事異動について
- 報告事項 令和3年度実施 宝塚市学習理解度調査の結果について

会議の概要

開会 午後 2時00分

五十嵐教育長 令和4年第5回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

岡本課長 おられません。

五十嵐教育長 それでは、本日の署名委員は木野委員です。よろしくお願いいたします。
本日の付議案件は、議決事項8件、報告事項1件、議決事項以外の案件1件です。

それでは、進行について、事務局からお願いします。

岡本課長 本日の付議案件は、議決事項8件、報告事項1件、議決事項以外の案件1件です。

報告第3号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和4年4月1日付け教育委員会所管（幼稚園関係）の人事異動について）

議案第4号 就学援助規則の一部改正について

議案第5号 宝塚市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部改正について

議案第6号 宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第7号 宝塚市学校運営協議会規則の制定について

議案第8号 宝塚市立教育総合センター条例施行規則の廃止について

議案第9号 宝塚市立宝塚自然の家に係る休所中の利用に関する規則の廃止について

議案第10号 宝塚市立図書館条例施行規則の一部改正について

議案第11号 令和4年3月31日付け教育委員会所管職員の人事異動及び令和4年4月1日付け教育委員会所管職員の人事異動について

報告事項 令和3年度実施 宝塚市学習理解度調査の結果について

報告第3号と議案第11号につきましては、人事に関する案件のため、事務局と説明員のみのお出席とし、非公開で御審議いただきますようお願いいたします。あわせて、報告事項につきましても、各学校の数値が記載されて

いることから、非公開での報告でお願いいたします。

また、議案第6号と第7号は、同一の理由による例規の改正等に関する議案のため、一括して御審議をお願いいたします。

最後に審議の順番としましては、最初に議案第4号から第10号まで順番に御審議いただき、続いて報告事項、最後に報告第3号と議案第11号を一括でお願いいたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

五十嵐教育長 年度末になりまして議案が多くなっております。どうぞよろしくお願います。

それでは、議案第4号 就学援助規則の一部改正について、担当課より説明をお願いいたします。

今社課長 それでは、学事課から提案理由の説明をさせていただきます。

本件は、GIGAスクールタブレットの導入により、学校だけでなく家庭においてもオンライン環境の整備が必要となったことを踏まえまして、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、オンライン通信に要する費用を支給するため、規則を改正しようとするものです。

主な改正内容につきましては、第3条第1項に列記しています、支給対象費用の中に「オンライン学習通信費」を追加するもので、令和4年度支給分から適用することといたします。なお、オンライン通信費に係る支給額は6,000円としまして、新規で回線契約を締結した家庭へ一度だけ支給する、そういった内容を考えております。説明は以上です。

五十嵐教育長 はい、ありがとうございました。

今のことにつきまして、何か御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

望月委員 毎月ではなく、一回のみの支給ということですね。

今社課長 はい。年度内に一回6,000円ということを考えております。

望月委員 分かりました。

五十嵐教育長 他に御質問等ございますか。

それでは、議案第4号 就学援助規則の一部改正については、原案どおり可決といたします。

続きまして、議案第5号 宝塚市立小学校及び中学校の指定に関する規則

の一部改正について、担当課より説明をお願いいたします。

今社課長

本件は、昨年11月に山本丸橋3丁目に新しい街区的設定がありました。また、中山五月台小学校と中山桜台小学校を閉校しまして、新たに中山台小学校を開校することに伴いまして、それぞれの通学区域について規則を改正しようとするものです。

主な改正内容につきましては、まず、山本丸橋3丁目に5番街区・6番街区の設定がなされたことを受け、丸橋小学校の通学区域に当該街区を追加します。また、中山五月台小学校と中山桜台小学校の閉校に合わせてこれらの学校に関する規定を削除するとともに、改正前の両校の通学区域を合わせた区域を新設する中山台小学校の通学区域として定めるものです。以上です。

五十嵐教育長

ありがとうございます。

この件につきまして、何か御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

新しく中山台小学校ができますので、そこについての校区の確定と長尾南の方は新しく家が建つということでしょうか。

今社課長

はい。11月に街区設定が、住宅の建築に伴ってされたということです。

五十嵐教育長

ということで、そこは新しく加わるということでございます。特に御質問はございませんでしょうか。

委員

(なし)

五十嵐教育長

それでは、議案第5号 宝塚市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部改正については、原案どおり可決といたします。

続きまして、議案第6号 宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、議案第7号 宝塚市学校運営協議会規則の制定について、一括して担当課より説明をお願いいたします。

中出室長

議案第6号及び議案第7号について御説明させていただきます。

本件は、市立小学校及び中学校において設置を進めている学校運営協議会について、従前のいわゆる「宝塚版コミュニティ・スクール」から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定を根拠とするコミュニティ・スクールへと完全移行するため、関係する例規の一部改正及び学校運営協議会に関する規則の新規制定を行おうとするものです。

主な内容につきましては、まず、宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則につきましては、既存の学校運営協議会の設置に関する規定を改正し、国基準による学校運営協議会を設置することとしたほか、経過措置により、国基準のコミュニティ・スクールへ移行するまでの間は、宝塚型コミュニティ・スクールを存続できるようにするものです。

次に、宝塚市学校運営協議会規則につきましては、学校運営に関する基本的な方針の承認や委員の任命等について整備し、学校、保護者及び地域住民等が信頼関係を深めながら、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組んでいくものです。

これまでの宝塚型コミュニティ・スクールでは、地域、保護者の意見を学校運営に反映することについては一定の成果はあったものの、国基準の学校運営協議会のように、学校運営に関する基本的な方針を承認することや、職員の任用に関する意見の申し出について明確でなかったこともあり、地域や保護者が当事者意識を持って、学校運営に参加することができないといった課題がありました。国基準のコミュニティ・スクールを導入することによって、地域、保護者と学校それぞれが目指すビジョンや目標を共有し、熟議することで、同じ方向性に向かって協働することが可能となると考えています。

「地域とともにある学校づくり」を実現可能にするために、学校運営協議会に関する規則の新規制定を行い、国基準のコミュニティ・スクール導入をより促進できるように取組を進めていきたいと考えています。説明は以上ですけれども、本日お配りした資料として、先ほど少し紹介をさせていただきました、法律第47条の5の引用と社会教育法第5条の引用の資料をお付けしています。それとあわせて、先般、市教育委員会では文部科学省のコミュニティ・スクールマイスターを講師としてお招きをして、講演、研修をしていただきました。これについては、学校の教職員と市職員も関係するところには来ていただいて、研修、協議をしたところです。

研修では、地域が主体的に学校運営に参加すること、この重要性についてご助言をいただいて、市職員とともに学ぶことができました。

今回お手元の資料には、その時に使われましたパワーポイントの写しを添

付しています。まずは今回、新学習指導要領の全面実施ということで、これからの教育課程の理念という中で社会に開かれた教育課程、これをしっかりと進めていくという思いを、まずは教育委員会と学校現場が持った上で、それを地域、保護者の方にしっかりと伝えていくということが前提条件になります。

お手元の資料の2ページに自転車の絵が描いてあります。今回、河内長野で実際にコミュニティ・スクール、地域学校協働本部に携わっている方からのお話だったんですけども、やはりコミュニティ・スクールと協働本部、これを一体的に進めることが非常に重要であるというようなお話で、その仕組みは、前輪に学校運営協議会、これが意思決定機関、後輪には地域学校協働活動、これが行動機関。ここが一体となって走らないと意味がないというようなお話でした。その際に、ビジョンあるいは目的というところを協議会のほうでしっかりと共有した上で、校長先生はハンドル役、そして教職員はペダルとしての役割、コーディネーターはチェーン、そしてサドルに子どもたちが乗っているというところで、そういった一体的に進めていく仕組みですよ、というお話をいただきました。その場合、教育委員会としてはアシストというところで研修であったり、制度設計であったり、あるいは、財政支援といったところが必要になりますというようなお話をいただきました。こういったところを進めていくにあたって、こういうことになるとコミュニティ・スクールはちょっと回すのがしんどくなるというような、先行のところならではのアドバイスもいただきました。それは、4ページの左下に「こんなCSは徐々にづらくなっていきますよ」というような、先例で書いていただいているんですけども、これについては、教育委員会としては、例えばコミュニティ・スクールを通じた様々な成果を期待しすぎるのも、現場としては、ちょっとしんどいですよと。

一方で、どんな成果が出るかというのは、学校、地域、その独自性は非常に大切ですけども、そこを任せすぎるのもそれはそれでいけませんよね、しんどくなりますよねというようなお話でした。

さらに、学校においては、今回のコミュニティ・スクールあるいは、その地

域学校協働本部を動かすにあたっては、教育委員会に言われて導入したというような意識が強い中では、なかなか上手くは回らない。さらには、その内容についても教育委員会や地域が期待しようとすることで対応しているという、要は我がことに落とさずにやっているというようになると、やはり運営上は難しくなってきますよというようなお話でした。

さらには、地域に対しても、教育の質は学校が担保するものと考えているようなところ、これはやはりちょっと違いますよねというあたり。

さらには、学校に依頼されたことを支援すればいいというような考え方は、やはり支援から協働へ、そういった意識の転換があるとアドバイスをさせていただきました。

今回、それぞれの推進をそれぞれの立場でしていくわけですが、こういったところにも留意しながら最終的には、学校と地域と家庭がWin-Winの関係性を持って進められるようにしていきたいと考えている次第です。少し説明が長くなりましたけれども、以上でございます。

五十嵐教育長 はい、ありがとうございます。コミュニティ・スクールの導入にあたっての規則の一部改正、あるいは制定でございます。この件について、御質問等ございますか。

木野委員 経過措置ですけれども、規則第14条の4第1項の規定による学校運営協議会を置くまでの間、なお従前の例による、となっていて期限とかがないんですけれども、これだといつまで経ってもそのままだとそれで良いというふうに読めてしまうんですけれども、その辺はいかがですか。

中出室長 もともと宝塚型のコミュニティ・スクールをしていきたいと思いますところがありまして、期日については変わりはありませんので、規定上は明文化しておりませんが、令和4年度中の移行を実施するというふうに考えております。

木野委員 はい、ありがとうございます。

五十嵐教育長 よろしいですか。他に御質問等ございませんか。

宝塚型という形で今、20のコミュニティ・スクール、運営協議会を設置しているんですが、それを国基準の形にして、令和4年度中に全校にコミュ

ニティ・スクールを置くということなんですけれども、その宝塚型と国基準のコミュニティ・スクールの違いを簡単に教えてもらえませんか。

中出室長

コミュニティ・スクールの機能といたしましては、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、あるいは、学校運営について教育委員会または、校長に意見を述べるができる。

そして、教職員の任用について、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる。そういったところが元々、主な機能として示されていたところです。それにつきましては、今回国のほうが示しています、規則の雛形に沿ってそれぞれ規定のほうをしたところでございまして、今までの宝塚型との違いになりますと、基本的な方針の「承認」という言葉を使っていなかったというあたりが一つ、明確に承認というところで第4条の方で規定しているのと、職員の任用というところについては、第5条になりますけれども、職員の配置に関する事項ということで、個人を特定して行うものは違うけれども、具体的には、例えば我が学校は、環境教育に力を入れていきたいから、そういった教員の配置をしていきたいというような御意見なんかを想定しているんですけれども、そういった意見について、意見を述べるができるようにするというのを規則の方で明文化したというところで、大きくはその2点が宝塚型コミュニティ・スクールと国基準による規定の違いというふうに理解していただけたらと思います。以上です。

五十嵐教育長

以前、宝塚型の中で教職員の任用について物が申せるという部分を削っていたんですね、宝塚の場合には。これを宝塚だけでなく、全国的にそういう傾向がありまして、やはり運営協議会の皆さんの意向で人事が動くようなことがあってはいけないという、私たち教育委員会の思いで留まっていることが大きかったんですけれども、国もそのところは、例えばあの先生を辞めさせるとか、あその先生を引っ張ってこいとか、そういうものではないということ、文部科学省の方からきっちりと明示していただいたということもありまして、今回も改正の文言の中に教育委員会の決まりに則って物が言えるということになっております。ですから、個人の先生の任用に関して物を言うということではなくて、学校がよりよくなるために、例えば英語に

力を入れたいとすれば、そういう能力を持った方をお願いできないか、というような意見を言えることになります。そこが外見的には大きく変わる部分になると思います。

ただ、そもそもの狙いは一緒ですので、地域と学校が一緒になって子どもを育んでいこうということです。このことについては、市の方も今、市長が各地域を色々と回っていらっしゃるんですけども、そこで同じようなことをアピールしていただいている、地域の方に当事者意識を持ってここに参加していただくということで、教育委員会と市長部局が一緒になって取り組んでおります。ですので、4年度の取り組みの柱になるとと思いますので、そう御理解いただけたらと思います。

他に御意見や御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

委員

(なし)

五十嵐教育長

それでは、議案第6号 宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、議案第7号 宝塚市学校運営協議会規則の制定については、原案通り可決といたします。

続きまして、議案第8号 宝塚市立教育総合センター条例施行規則の廃止について、担当課より説明をお願いします。

山口副課長

議案第8号 宝塚市立教育総合センター条例施行規則の廃止について、提案理由及び内容を御説明申し上げます。

本件は、令和3年9月市議会（定例会）におきまして可決・成立をいたしました宝塚市立教育総合センター条例の全部を改正する条例が、本年4月1日より施行され、同センターの法的位置づけが、従来の広く市民が使用することを目的とした「公の施設」というところから、職員の研究・研修に関する「教育機関」に変更となるため、不要となる当該規則を廃止しようとするものでございます。

なお、同条例の施行により教育総合センターに第2分室が新設されまして、教育支援センター（小学部）として本格運用を開始いたします。説明は以上です。

五十嵐教育長

ありがとうございます。この件につきまして、何か御質問等ございますで

しょうか。よろしいでしょうか。

委員 (なし)

五十嵐教育長 御意見無いようですので、それでは、議案第8号 宝塚市立教育総合センター条例施行規則の廃止については、原案通り可決いたします。

続きまして、議案第9号 宝塚市立宝塚自然の家に係る休所中の利用に関する規則の廃止について、担当課より説明をお願いいたします。

津田室長 議案第9号の提案理由及び内容を申し上げます。

本件は、平成28年4月1日から休所していましたが宝塚自然の家について、西谷地域の皆様から、現在の施設を利用しながら再オープンにつなげていけないかとの意見をいただいたことによりまして、平成29年7月に本件規則を制定し、休所中の暫定利用や随時利用について、地域の活性化や市民への学習機会の提供を行ってきました。公の施設は、条例に基づき管理運営するものですが、暫定利用のためこの規則による利用をしていましたが、この度、条例改正を行い、本年4月1日より「一般社団法人 宝塚にしたに里山ラボ」を指定管理者として宝塚自然の家を再オープンすることとなったため、休所中の利用について定めた本件規則を廃止しようとするものです。説明は以上になります。

五十嵐教育長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、何か御質問等ございますか。よろしいでしょうか。再オープンはいつでしたか。

津田室長 4月1日オープンです。

五十嵐教育長 オープンのセレモニーのようなものは。

津田室長 3日になります。

五十嵐教育長 4月3日の日曜日ですね。

水野課長 その件につきまして、お手元にご案内の通知の方を教育委員さんの方へお配りさせていただいております。

4月3日の日曜日に12時半から30分程度、13時頃まで予定しております。お昼時の時間でございますが、特に食事等についてご用意できませんけれども、もしお時間等ありましたらご参加いただけたらということで、ご案内の方をさせていただいております。ご出席可能な方おられましたら、恐

れ入りますが、また社会教育課の方までご一報いただけたらと思いますので
よろしくお願いいいたします。以上でございます。

五十嵐教育長 4月3日にオープンセレモニーがございます。他に何かこの件に関しまし
て、御質問御意見ございますか。よろしいでしょうか。

委員 (なし)

五十嵐教育長 それでは、議案第9号 宝塚市立宝塚自然の家に係る休所中の利用に関す
る規則の廃止については、原案通り可決といたします。

続きまして、議案第10号 宝塚市立図書館条例施行規則の一部改正につ
いて、担当課より説明をお願いいたします。

津田室長 議案第10号の提案理由及び内容を御説明申し上げます。

本件は、市立図書館における郵送による資料の貸出に関して、近隣各市の
取扱いを参考にし、その費用負担のあり方について見直しを行おうとするも
のです。

改正の内容としましては、無償での郵送貸出の対象者を市内在住者に限定
するとともに、要件として第27条第1項第1号に規定している身体障害者
手帳について、障害の等級が1級から3級までのいずれかに該当することを
新たに要件に加えようとするものです。今、追加で資料を差し上げて、阪神
間の状況でありますとか宝塚の現状と改正案という形の表をお渡しさせてい
ただいております。簡単に詳細につきましては、西図書館の上木館長の方か
ら御説明させていただきます。

上木館長 お手元の表でございますが、上段が阪神南の各市の状況、下の段が阪神北
の各市の状況となっております。下の段の一番右側が改正案でございます。
その左側が現行の制度でございます。比べて見ていただきますと改正案の
方が市内在住で来館が困難ということを対象者に入れまして、身体障害者手
帳所持につきまして改正案の方は、現行の所持から1級2級3級所持。療育
手帳につきましては、所持からこれは館長が必要と認める者という形で承認
しておりますが、これをA判定所持、同じく精神障害者保健福祉手帳につ
きましても館長が必要と認めるときの承認としていますが、これを1級所持と
いうことで改めようとするものでございます。よろしくお願います。

- 五十嵐教育長 はい、ありがとうございます。この件について、何か御質問ございますか。よろしいですか。松浦委員。
- 松浦委員 現在、この在勤在学とかの方で結構ご利用があったということですか。
- 上木館長 現在、在勤在学の方で対象の方はおられません。
- 松浦委員 今までは、対象だったんですよね。
- 上木館長 対象としておりますが、利用されている方はおられません。
- 松浦委員 特になかったということですか。
- 上木館長 はい。
- 松浦委員 そうなんですね。
- 五十嵐教育長 ということは、この改正というのは実態に合わせて変えたということですね。
- 津田室長 実態及び阪神間にちょっと合わさせていただいたという形になります。現状利用している方に関しましては、このまま継続をしてサービスを提供しようとは考えているところです。新規の方々に関しては新しいルールで、現状としては今まで無い方が多かったという形になります。
- 松浦委員 はい。
- 五十嵐教育長 私も一つ質問なんですけれど、改正案の中でかつこ書きがありますよね。館長が特に必要があると認めた場合というのは、A判定所持であろうが、1級所持であろうが、要は館長が認めないといけないということなんですか。
- 上木館長 はい、そうなります。
- 五十嵐教育長 それは手帳を持ってきて、私これを持ってきているんですけどもと言われた時に何か面談かなんかされるわけですか。何をもって館長が認めるということですか。
- 上木館長 原則は、来館が困難でかつ手帳所持の方ですけれども、それを今までは、例えば、身体障害者であれば規定がなかったんですけどもそれを1級から3級まで限定する。例えば、知的障害者であれば来館が困難な方で療育手帳のA判定所持の方であれば、館長が必要と認める場合ということで承認させていただくというような流れになります。

- 五十嵐教育長 だから、持っているだけではダメということですね、
- 上木館長 来館が困難な方というのが大前提です。
- 五十嵐教育長 それを確認した上で認めるということですね。
- 上木館長 そうです。
- 松浦委員 ちょっと質問良いですか。来館が困難な方ということは、誰かが代わりにその手続きに行かないといけないということですか。
- 永尾館長 お問い合わせ、お申込みは電話でも郵送でも受けておりますので、はじめに電話でご相談受けた後、手続きについてご説明させていただいております。
- 五十嵐教育長 結果、誰かが持ってくるわけですよね。その手帳を確認されるわけですよね。
- 永尾館長 それもコピーを送っていただいて確認しております。
- 五十嵐教育長 そういうこともありうるんですか。いずれにしても利用はしやすくなるということなんですね。
- 他に御意見、御質問ございませんか。
- 委員 (なし)
- 五十嵐教育長 それでは、議案第10号 宝塚市立図書館条例施行規則の一部改正については、原案通り可決いたします。
- 続きまして、先ほど事務局からありましたように次の案件は、非公開いたします。
- 報告事項 令和3年度実施 宝塚市学習理解度調査の結果について、担当課より説明をお願いいたします。

【 非公開での報告事項あり 】

- 五十嵐教育長 それでは、本日予定の案件は以上ですが、他に御報告いただくことはございますか。
- 岡本課長 ございません。
- 五十嵐教育長 よろしいですか。それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。
- どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時55分